

令和4年度「ぎふ農村ワーケーション」事業
業務委託プロポーザル公募要領

令和4年3月28日
岐阜県
農政部農村振興課

令和4年度「ぎふ農村ワーケーション」事業業務委託 プロポーザル公募要領

第1 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会状況の変化により、テレワークの普及が急速に広がっており、新しい働き方、ライフスタイルに対応した旅行形態として、休暇を楽しみながら、働くワーケーションが注目されています。

自然豊かな農村地域の地域資源を活用した岐阜県ならではのワーケーションを推進するため、宿泊地域や体験メニュー等を幅広く選択できるセミオーダー型のモニタープランを実施することで、受入体制の整備を図るとともに、農村地域の新しいビジネスの創出や交流・関係人口の拡大による農村地域の活性化につながる企画提案を募集します。

第2 募集の内容

1 業務委託名

令和4年度「ぎふ農村ワーケーション」事業業務委託

2 業務委託内容

別紙「令和4年度「ぎふ農村ワーケーション」事業業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

4 委託予定価格

上限額：7,387,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※当該上限額を超える見積額の提案は選外とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人で、以下の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種又は第2種の旅行業登録がなされている者であること。
- (2) 評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされている破産事件に係るものを含む。）
- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
 - (7) 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
 - (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- これらの要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。

2 企画提案書の作成

「第2 募集の内容」に記載の仕様書に従い、下記の項目について様式2に沿って作成してください。なお、作成にあたっては、仕様書の「4 業務内容」のとおり滞在プランの企画・モニターツアーの内容がわかるように明記してください。

(1) 企画案の内容等

セミオーダー型モニタープランの企画、実施及び参加者の募集

(2) 全体スケジュール

本業務にかかる全体スケジュールを記載してください。

(3) 業務の実施体制

本業務にあたる提案者の業務体制等を記載してください。

(4) 事業を実施するにあたっての提案者の特色及び優位性

提案者の過去の類似事業の実績、ノウハウ、及び管理責任者等の経験、資格などについて記載してください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和4年3月28日(月)～4月22日(金)
② 募集要項等に関する質問受付	令和4年3月28日(月)～4月15日(金)
③ プロポーザル参加申込受付	令和4年3月28日(月)～4月22日(金)
④ 企画提案書受付期間	令和4年3月28日(月)～5月6日(金)
⑤ 評価会議	令和4年5月中旬(予定)
⑥ 評価結果の通知・公表	令和4年5月下旬(予定)

※ 配布及び受付日は、県の機関の休日を除く。

(2) 公募要領等の配布時間

午前8時30分～午後5時15分

(3) 公募要領等の配布場所

岐阜県農政部農村振興課 農村企画係

(岐阜市藪田南2-1-1 県庁9階)

※ 公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル」

https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1 からダウンロードして入手してください。なお、郵送等での配布は行いません。

(4) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書提出方法プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(別添1)を農村振興課農村企画係あてにFAX、電子メール(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)又は郵送にて期限内に提出してください。

※提出した場合は、届いていることを電話にて確認してください。

- ② 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、以下のホームページにて公開します。

岐阜県庁ホームページ(<https://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>)>県政情報
>入札・公売>入札公告(WTO案件以外)>公募型プロポーザル

(5) プロポーザル参加申込書の提出方法

- ① 受付期間

令和4年3月28日(月)～4月22日(金)午後5時まで

- ② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書（様式1）を農村振興課まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和4年3月28日(月)～4月22日(金)午後5時までとなります

(6) 企画提案書等、書類の提出方法

① 提出書類

ア 企画提案書（様式2）

イ 法人概要書（様式3）

ウ 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から3カ月以内のもの）又はその写し

エ 誓約書（様式4）

オ 国土交通大臣、観光庁長官又は都道府県知事による旅行業の登録が有効であることを証明する書類

カ 見積書（任意）

キ 直近の事業報告書（任意）

ク 社会的課題への取組み（様式5）

② 提出部数

ア、イ、カ及びクについては8部（原本1部、副本7部）、クの添付書類及びその他については2部（原本1部、副本1部）。

カラー刷りの場合、副本もカラー刷りで提出してください。

③ 提出方法

令和4年5月6日（金）午後5時までに、企画提案書等を農村振興課まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期限内に確実に到着するよう余裕を持って送付してください。電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

※ 郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となります。

ア 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

ウ 事業者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。

エ 企画提案書類に虚偽の記載又は不正があった場合。

オ 評価会議終了後に、参加者要件を満たしていない事実が発覚した場合。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

- ③ 複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。
- ⑤ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- ⑦ その他
 - ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の必要な書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
 - イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
 - ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
 - エ プロポーザル参加申込書の提出後、又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（別添2）を農村振興課に持参又は郵送により提出してください。
 - オ 提出書類の大きさは、日本産業規格A4判縦（一部A3判資料折込使用可）で統一してください。
 - カ 提出期限後において、提出書類に不足又は不備がある場合、企画提案の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあつてはその補正を認めますが、企画提案書の記載事項の変更、差し替え若しくは再提出など、当該範囲を超えるものにあつては、その補正を認めません。
 - キ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

（8）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ③ 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案された内容と整合するものとしてください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

県が別に定める構成員によるプロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）において行います。

なお、最優秀提案者の選定にあたっては、別表の評価項目及び評価内容に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価、採点し、審議のうえ選定します。

2 評価項目及び評価基準

別表のとおり

3 最優秀提案者の選定

上記の評価項目及び評価基準に基づき、評価会議において総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。

4 評価結果の通知・公表

評価結果は、選定・非選定にかかわらず、速やかに参加者に文書にて通知するとともに、以下の内容について岐阜県ホームページで公表します。

なお、評価結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

<公表内容>

ア 最優秀提案者の名称・評価点

イ 全提案者の名称（申込み順）

ウ 全提案者の評価点（得点順）※名称と評価点の対応関係は明らかにしません。
（提案者が2者の場合には公表しないこととします。）

エ 最優秀提案者の選定理由

オ 構成員の氏名

第5 評価会議

1 開催日

令和4年5月中旬 予定

2 開催場所

開催場所は開催日と合わせて連絡します。

3 プロポーザルの所要時間

① プレゼンテーション 20分間（プロポーザル参加申込書の受付順）

② 評価会議構成員からの質疑 10分間

4 注意事項

① プロポーザル参加者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書の提出後、別途連絡します。

② プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配付すること及びスライド機材等を使用することはできません。

③ 評価会議は非公開で行います。また、プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできません。

- ④ 指定の時間に遅れた場合は、評価を行いません。

第6 契約の締結

- 1 最優秀提案者及び最優秀提案者である共同体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。
- 2 選定した最優秀提案者と県とが協議し、業務委託に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したいうで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事案が発生した場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者（最低基準点に満たない者を除く。）と契約交渉を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううで必要と思われる業務については、県と協議のうで、業務の一部を委託することができます。

2 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、受託者は引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

岐阜県農政部農村振興課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（県庁9階）

T E L : 058-272-8460（内線）3173

F A X : 058-278-2698

電子メールアドレス：c11427@pref.gifu.lg.jp

別表

評 価 基 準

1 評価の方法について

- (1) 各構成員は、別表「評価項目及び評価基準」に基づき、提案ごとに点数評価を行う。
- (2) 構成員毎に評価点数の高い順から下記のとおり順位点を付す。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	…
順位点	1	2	3	4	5	…

- (3) 各構成員の順位点を合計し、合計点の最も低い提案者を最優秀提案者とする。
- (4) (3)に関わらず、各構成員の評価点数の合計が満点の60パーセントに満たない提案者は選定から除外する。
- (5) (3)に関わらず、各構成員の過半数が、審査基準の同一審査項目及び評価内容について、配点基準の最低点を付した提案者は、選定から除外する（社会的課題への取組み以外）。
- (6) 順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とする。
- (7) 順位点合計の最も低い且つ提案金額の最も低い提案者が複数いる場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定する。
- (8) 提案者が1社のみの場合には、構成員の評価点の合計が満点の60パーセント以上の評価を得た場合は、当該提案者を最優秀提案者とし、60パーセント未満の場合には再度公募を実施するものとする。

- 2 評価項目及び評価内容について
 下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目及び評価内容		配点				
		優良	良	普通	やや劣	劣
		10点	8点	6点	4点	2点
1 プランの企画内容 (70点満点)						
①	各プランは、岐阜県の農村の豊かな地域資源を活かした内容となっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
②	プランの内容は地域、季節、期間などに偏りがなく、幅広いニーズに対応したものとなっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
③	各プランの内容は、ワークや体験等が旅行者のオーダーに対し、柔軟に対応できるものとなっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
④	宿泊施設は、農村地域の雰囲気を感じられる提案となっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
⑤	食事の内容は、郷土食やジビエ料理の提供など、地域の新たな魅力に繋がるものとなっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
⑥	体験の内容は、地域ならではの魅力を感じられるメニューとなっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
⑦	モニタープランの周知・募集方法は、現実的かつ効果的であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
2 実施体制等 (30点満点)						
①	業務の実施体制、危機管理体制、参加者の安全管理等の内容は十分であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
②	過去の類似事業の実績、ノウハウ、及び管理責任者等の経験、資格など、業務の遂行能力は十分であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
③	宿泊場所等の新型コロナウイルス感染防止対策、ワークのための環境、設備等について適切に評価した上で選定されているか。	10点	8点	6点	4点	2点
		100点満点				
		点				
3 社会的課題への取組み (5点満点)						
①	仕事と家庭の両立 (3点)					点
②	障がい者雇用 (1点)					点
③	若者の採用・育成 (1点)					点
評価点合計		105点満点				